

応急修理制度について

熊本地震により、半壊以上と判定された被災住宅に対して、居住するうえで必要最小限の応急修理を行った費用について、町が直接施工業者と契約して支払う制度です。

限度額は一世帯あたり57万6千円を上限とし、それを超える金額や対象外のものについては自己負担となります。**申請受付申込期限は平成29年4月13日まで**となっています。早めの申請をお願いします。

11月末時点の状況は、受付件数597件に対して、発注が448件。うち完了が203件という状況です。施工業者等の不足で時間を要しています。ご理解のほどお願いします。

【問い合わせ】役場 都市計画課 ☎096-293-4011

宅地擁壁等の被害に対する支援について

熊本地震で被災した宅地擁壁などの被害については、東日本大震災を超える状況のため、現在、国で制度拡充が検討されています。対象要件などの詳しいことが決定次第、皆さんにお知らせしていきます。**【問い合わせ】**役場 都市計画課 ☎096-293-4011

道路等の被害状況について

町道や橋梁などの被害は11月末現在で、国庫補助対象のものが41件。被害額が約3億6,000万円にのぼっています。町の単独事業対象が800件で、被害額9,500万円。国庫補助対象分は全体の15%程度の復旧状況で、平成29年度未完了を目指します。

国道57号の阿蘇立野付近の土砂崩れで、現在県道北外輪山大津線（通称ミルクロード）が迂回路となっています。これに伴い町道三吉原北出口線や町道新小屋桜山線の通行量が急増し、路面の損壊が頻発しています。舗装の修復については国と県が行います。**【問い合わせ】**役場 建設課 ☎096-293-2815



教育部

保育料（利用者負担額）の減免について

熊本地震発生後の臨時休園で4月分の保育園保育料は0.5カ月分を減額し、公立幼稚園保育料については全額を減額しました。また、居住する住宅が半壊以上の被害を受けた世帯に対しても、減額または免除を行います。

【問い合わせ】役場 子育て支援課 ☎096-293-5981

地区の集会所や公民館などの復旧事業費への助成について

熊本地震で被害を受けた地区集会所や地区公民館などの地域生涯学習施設の復旧に対して、事業費の9割を助成します（助成期間H28～32年度）。助成には**平成29年2月末までに被害報告の提出**や、認可地縁団体の登録を受けた地区であることなどの要件があります。

【問い合わせ】役場 生涯学習課 ☎096-293-2180